

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

たんぽぽコーナー



対象は、就学前のこどもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター
「たんぽぽ」(☎221-2567)



4月の日曜開館日 13日・27日

※令和7年4月から日曜開館日は第2・4日曜日になります。

♥今日からお友だち（10組限定）

▷とき 4月1日☎・午前10時～11時

※3月18日☎から予約開始

♥ぽんちゃんのにこにこ絵本

▷とき 4月7日☎・午前11時～11時30分

♥吉村じいちゃんと絵本マミーの絵本タイム

▷とき 4月18日☎・午前11時～11時30分

♥育児相談

【離乳食の日】（5組限定）

管理栄養士による栄養指導と進め方相談

▷とき 4月8日☎・午前10時30分～11時30分

※3月25日☎から予約開始

※実際には食べませんが、家庭で作った離乳食や市販のベビーフードの形状や種類などのアドバイスをします。

【ほほえみ相談】小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 4月2日☎・午前10時～正午

▷場所 中央公民館

※町内に住んでいる人のみ予約できます。

▷問い合わせ 健康づくり係(☎223-3533)

【たんぽぽ相談】保健師・管理栄養士による相談

4月の相談は行っていないませんが、気になることがあれば、気軽に電話してください。

※次回は、5月13日☎です。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 4月16日☎・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館



※たんぽぽスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。



赤ちゃんを迎えるための教室です。子育てのことを楽しく勉強しませんか。

▽とき 4月20日☎・午前9時30分～正午（9時15分から受け付け）

▽ところ 中央公民館4階

▽内容 助産師による赤ちゃんを迎えるための話、風呂の入れ方（実習）、マタニティヨガ、パパ



ハロー！Baby教室

子育て・健康

の妊婦体験、栄養士による妊娠中の栄養の話

▽対象 妊婦とそのパートナー

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 母子健康手帳、母子健康手帳副読本、筆記用具

▽申し込み 4月17日☎までに健康づくり係(☎223-3533)へ

みんなで元気になるうや！講座
スロートレーニング

運動不足の解消や筋力アップに家でできるスロートレーニング（簡単な運動）を学びましょう。

▽とき 4月22日☎・午前10時～

正午（9時45分から受け付け）

▽ところ 中央公民館2階

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 健診結果表、筆記用具、タオル、水分補給の飲み物、動きやすい服装

▽申し込み 4月15日☎までに、二次元コ

健康づくり係(☎223-3533)へ

申し込みフォーム



申し込みフォーム



ゲンキはつらつ サポーター教室

自分自身の運動を行いながら、ストレッチや体操などを学び、自治区公民館体操や地域交流サロンなどの運営・手助けを行う「サポーター」を養成する教室です。

他の地区の人とも交流できて、楽しく運動できます。参加してみませんか。

▽とき（前期）5月9日、23日、

6月13日、27日、7月11日、25日、

8月8日、22日（全8回・いずれも

金）午前10時～11時30分（後

期）9月～令和8年2月（全6

回）の予定です。日程は、決ま

り次第、参加者へお知らせします。

▽ところ 中央公民館2階

▽内容 ストレッチ・筋力アップ

体操、コグニサイズ（※）など

の実技、高齢者の体や認知症、

介護予防などの学習

※コグニサイズとは、運動や計算、し

りとりなどを組み合わせた、認知

症予防を目的とした取り組みです。

▽対象 おおむね65歳以上の町民

▽定員 20人

▽参加費 無料

▽持ってくるもの タオル、水分

補給の飲み物、筆記用具、動きや

すい服装と靴（スニーカーなど）

▽申し込み 5月2日金までに、
高齢者支援係（☎2223・3536）へ

相談・募集

人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。

【定例相談】

◎4月3日金 橋本求相談員

◎4月17日金 土肥孝明相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 山鹿公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡

してください。

◎橋本相談員（幸町8番18号 ☎223・3203）

◎土肥相談員（浜口町4番12号 ☎222・0044）

無料法律相談

▽とき 4月15日

四・午後1時30分

～4時30分（時間

指定不可）

▽ところ 役場2階

▽定員 6人（組）（事前申し込み先着順）



▽相談時間 1人（組）約30分
※申し込みは、一つの相談内容につき1枠です。

※遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書などの関係書類（写しでも可）を持参してください。

※係争中の案件や刑事事件に関する相談、同一・同種の案件についての反復的・継続的な相談は受け付けていません。

▽申し込み 4月1日四から庶務係（☎2223・3572）へ

食生活改善推進会の準会員を募集します

「私たちの健康

は私たちの手で」

をスローガンに、

食生活を中心と

した健康づくり

活動を行うボランティア団体です。

町の事業への協力や自己学習会を通じて、家族や近所の人など身近

なところから健康づくりの輪を広

める活動をしています。詳しい活

動内容は、芦屋町ホームページを

見てください。

▽募集期間 随時

▽対象 町内在住で

健康や食生活の改



町ホームページ

善に興味がある人、ボランティア活動に意欲のある人（年齢・性別は問いません）

▽申し込み 身近な食生活改善推進員または、健康づくり係（☎223・3533）へ

マリントラスあしやの次期指定管理者を公募します

国民宿舎マ

リントラスあ

しやは指定管

理者による運

営を行っています

ますが、現事

業者の管理期

間が令和7年

度で満了とな

ることから、次期指定管理者を公募します。

▽次期指定管理の期間 令和8年

4月1日～令和13年3月31日の

5年間

▽公募期間 6月6日金までに「公

募参加表明書」を提出

※詳しくは4月1日に芦屋町ホーム

ページに掲載する「募集要項」

「募集仕様書」を見てください。

各種申請様式もダウンロードで

きます。

▽問い合わせ 企画係（☎2223・

3570）



募集

いきいき昼食会に参加する
団体を募集します

自治区公民館な

どで、いきいき昼
食会を行う団体を
募集します。

高齢期難聴と栄
養バランスのとれ



た食事について学び、健康寿命を延
ばすため、言語聴覚士と管理栄養士
が最新の情報を届けます。また、当
日は試食品の提供があります。

※試食品（芦屋町食生活改善推進
会による調理）は弁当として提
供します。

▽とき ①6月下旬の平日または
②10月～3月の平日で、団体が
希望する日の午前10時～11時10
分（9時30分から受け付け）

※詳しい日程は申し込み受け付け
後に調整します。

▽ところ 自治区公民館など

▽対象 65歳以上の人がいる団体
（地域交流サロンや老人クラブな
ど、10人以上の団体）

▽定員 ①1団体②5団体

※先着順（応募多数の場合は、近
年実施していない団体を優先）

▽参加費 1人350円（当日持参）

▽申し込み ①4月11日②6月
27日③までに高齢者支援係（☎
223・3536）へ

芦屋町環境審議会委員募集

環境基本計画や環境基本条例な
ど、環境の保全に関する基本的事
項の調査審議を行う芦屋町環境審
議会の委員を募集します。

▽募集人数 1人

▽応募資格 次の要件をすべて満
たす人

①町内に住んでいるかまたは勤務
している18歳以上の人

②町議会議員、町職員でない人

③平日の会議（1回2時間程度、
令和7年度1回、8年度1回実
施予定）に参加できる人

▽任期 5月22日～令和9年5月
21日（2年間）

▽応募方法 申込書に必要事項を
記入し、4月25日④までに、直
接持参、郵送（〒807・019

8（住所記入不要）環境・公園
係、ファクス（223・3927）
またはメール（kankyo@town.
ashiyagi.jp）へ提出

※提出された申込書により選考を行い、
結果は個別に文書でお知らせします。

※申込書は、環境住宅課窓口にあ
ります。また、町のホームページ

からダウンロードできます。
▽問い合わせ 環境・公園係（☎
223・3538）

助成制度

生ごみ処理容器などの
購入補助を行います

4月1日④からの補助金額など
は次のとおりです。

	新価格				
	発酵促進剤 （豊穰元）	生ごみ処理 容器	ダンボール のみ	基材のみ	ダンボール +基材
購入価格	1045円	9350円	352円	1430円	1782円
補助金額	520円	4670円	170円	710円	890円
自己負担額	525円	4680円	182円	720円	892円

○電動式生ごみ処理機購入補助金

処理機本体価格の2分の1に相当
する額（限度額2万円）

※電動式ごみ処理機以外は、環境
住宅課窓口で購入できます。

▽問い合わせ 環境・公園係（☎
223・3538）

芦屋町若年者専修学校等 技能習得資金貸与事業

若年者で職業に必要な技術や知
識を習得する意欲があり、経済的
な理由により専修学校などへの就
学が困難な人に対し、技能習得資
金の貸与（無利子）を行っています。

ただし、職業に必要な技術・技
能を目的とした学科に限ります。
対象校・学科については、事前に
お問合せください。

▽対象者 ①～④全てに当てはまる人

①町内に住んでいる人
②令和6年度に中学校、義務教育
学校、高等学校、中等教育学校
を卒業した人（中等教育学校の
前期課程を修了した人を含む）ま

たは、高等学校（中等教育学校
の後期課程を含む）を退学した人

③ほかの奨学金を受けていない人
④過去に技能習得資金を受けてい
ない人

▽貸与要件 ①～④のいずれかに
当てはまる人

①生活保護を受けている世帯

みんなのねんきん

■令和7年度の国民年金保険料額が決まりました

国民年金保険料額は、賃金や物価の変動をふまえて毎年決定しています。7年度の保険料額は、月額1万7510円に決まりました。

■学生の皆さん、学生納付特例制度を知っていますか

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。7年度の制度を利用するには、申請が必要です。

▷対象 大学、短期大学、専修学校などに在学する学生などで、本人の前年所得が基準額以下である人

▷手続きに必要なもの 学生証の写しまたは在学証明書（20歳以降の証明日）の原本

※学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

※6年度に承認を受けている人で、7年度も引き続き在学予定の人には、日本年金機構からはがき形式の申請書が送付されます。在学している学校に変更がない人は、このはがきに必要事項を記入して投かんすることで、7年度の申請ができます（この場合、学生証の写しまたは在学証明書の原本の添付は不要です）。

▷問い合わせ 保険年金係（☎223-3532）

- ①修学資金（月額） 専門課程≒5万3000円、その他の課程≒3万円
- ②入学支度金≒10万円
- ▽返還 貸与利息は無利子で、貸与の金額
- ▽貸与の金額
- ③市町村民税が非課税の世帯
- ④世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯
- ▽連帯保証人 1人
- ※芦屋町に居住し（住民登録あり）、生計独立している成年者
- ※申請者が未成年の場合は、親権者または後見人

付期間は在学期間、卒業6カ月後から在学期間の3倍の期間内に月賦、半年賦、年賦などにより返還

▽申込期限 4月25日（金）

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係（☎223-3530）

※対象校、学科は事前に問い合わせてください。

住宅用太陽光発電システム設置費補助

地球温暖化対策の一環として、町内の自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システム（以下、システム）

を設置した個人または、あらかじめシステムが設置された住宅を自ら居住する目的で購入した個人を対象に、設置費用の一部を補助します。

▽交付額 システムの公称最大出力値1キロワットあたり2万円（上限8万円）

※補助予定件数は10件、先着順

※電力会社との余剰電力の供給契約締結から1年以内であることが条件です。

※過去にこの補助金の交付を受けた人は対象となりません。

▽問い合わせ 環境・公園係（☎223-3538）

広告



EURöBEE
EURO STYLE FEST

5.25
2025 SUNDAY

入場料 ¥1,000 (18歳未満無料) お問い合わせ 093-555-6431

芦屋海浜公園 駐車場

- ヨーロッパ車・ヨーロッパな雰囲気の内産車限定のカーイベント！
- 雑貨販売の他、キッチンカーもやって来る！楽しめる事間違いなし！
- 「広報あしや4月号」もしくは「広報あしや5月号」を会場に持参された方限定で、会場内で使える500円の御食事券プレゼント。

同時開催
カスタム中古車展示大商談会開催!!

広告



お知らせ

芦屋町卓球大会

▽とき 4月20日

▽開会 日・午前9時

▽ところ 総合体育館サブアリーナ



▽対象 町内に住んでいるか勤務している人、町内の卓球クラブに所属している人

▽種目 団体戦（ダブルス戦）

※組み合わせは卓球協会で行います。

※1人でも参加できます。

▽参加費 無料

▽申し込み 4月11日（金）までに、

芦屋町体育協会（☎2222・0188）へ

中央公民館講座

▽書籍奉還から廃藩置県〜中央集権への道〜

幕府は消滅し天皇をいただく新政権が誕生。しかし、封建制の象徴の藩は300以上もあり、各ルールで運営されている。それを解体し中央集権を実現しなければ近代国家はできないが、失敗すれば

大混乱が起こる。この危機を明治日本はどのように乗り越えたのか、検証します。

▽とき 4月12日（土）・午前10時〜正午

▽ところ 中央公民館2階

▽講師 いちさかたろう 一坂太郎さん（萩博物館特別学芸員）

▽定員 60人（事前申し込み先着順）

▽申し込み 3月26日（金）から・午前9時〜午後5時に電話（☎222・1681）または中央公民館窓口へ

※月曜日は休館です。

芦屋釜の里イベント情報

●芦屋釜の里開館30周年記念企画展 復興芦屋釜の美〜館蔵名品選〜

芦屋釜の復興に取り組む中、様々な茶の湯釜が生み出されています。開館30周年を記念し、館蔵の名品を展示します。

▽とき 4月22日（土）〜6月29日（日）

▽ところ 芦屋釜の里資料室

▽入館料 18歳以上300円、小・中・高校生100円

▽問い合わせ 芦屋釜の里（☎223・5881）

※月曜日は休館です。ただし、月曜日が祝日の場合はその翌日が休館日です。

消費者ホットニュース

「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意！

<事例>

分電盤の点検を勧められ了承した。点検後に「これは古いのですぐに交換しなければ漏電して火事になる」と言われ、何十年も交換していなかったため不安になって、25万円の交換工事の契約を結んだ。事業者は電力会社に委託されていると言っていたが、工事代金が高額に感じ、念のために電力会社に確認したところ「当社とは関係ない」と言われた。（80歳 女性）

<アドバイス>

■分電盤の点検商法に関する相談が全国で急増しており前年同期比で2.5倍となっています。

■電力会社には、4年に1回の無料法定点

検が義務付けられており、調査員証を携帯した登録調査機関の調査員が点検を行います。点検日時は事前に書面で案内され電話でお知らせすることはありません。また法定点検では点検後に調査員が工事の契約を持ち掛けることはありません。



■点検を持ち掛けられても安易に点検させないようにしましょう。分電盤の状況を確認したい場合は、管轄の電力会社（一般送配電事業者）や地域の電気工事業工業組合等に相談し、分電盤の交換を検討する場合は、複数の事業者に見積りを取りましょう。

▷問い合わせ 芦屋町消費生活相談窓口（環境住宅課内 ☎223・3543）

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。

【ジェット機】

▷とき 4月21日(月)・22日(火)の日没～午後9時ごろ(予備日=23日(水)・24日(木))

【救難ヘリコプター・救難捜索機】

▷とき 毎週(月)・(火)の日没～午後9時ごろ

※天候不良の場合(水)・(木)・(金)が予備日です。

▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室
(☎223・0981内線254)

マイナンバーカードの休日窓口を開設します

平日役場開庁時に、マイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために、次の日程で休日窓口を開設します。この機会にマイナンバーカードを持ってみませんか。



※急きょ中止になる場合は、ホームページに掲載します。

▷とき 4月13日(日)、午前8時30分～正午

▷ところ 住民課窓口

▷持ってくるもの

【申請】 申請書(ない場合は役場で交付)、申請書貼付写真(ない場合は、申請時に無料で撮影)、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

【受け取り】 交付通知書、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。

※手続きは本人のみできます。

※証明書の発行や転入・転出の異動の受け付けなどは行いません。

▷問い合わせ 住民係 (☎223・3531)



マイナンバー休日窓口
ホームページ

●芦屋釜の里茶道ミニ講座①

茶花を生ける

季節の茶花の生け方を学ぶ講座を行います。

▽とき 4月27日(日)・午前10時～11時30分

▽ところ 芦屋釜の里大茶室

▽対象 中学生以上

▽参加費 18歳以上700円、中・高校生500円

▽定員 8人(申込先着順)

▽申し込み 4月13日(日)～20日(日)・午前9時30分～午後5時に芦屋釜の里(☎223・5881)へ

※月曜日は休館です。

春の交通安全県民運動

4月6日(日)～15日(火)

一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止を徹底するために、県下一斉に交通安全運動を行います。一人一人が交通ルールや交通マナーを守ることの大切さを理解し、自分の命は自分で守る意識を身につけましょう。

【重点項目】

●こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正

しい横断方法の実践

●歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

●自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

●飲酒運転の撲滅

【自転車を利用している皆さんへ】

自転車運転

中の携帯電話

使用などに起因する交通事故

が増加傾向



であることや自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる場合が高いことから、交通事故を抑止するため、令和6年11月1日から道路交通法が改正され、「ながらスマホ」の罰則強化と「酒気帯び運転」の罰則が新設されました。

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

▽問い合わせ 地域振興・交通係
(☎223・3539)

